

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成25年6月に受け付けた相談は109件でした。車種別の内訳は、新車関係53件、中古車関係40件、内容別の内訳は、表示関係70件、景品関係23件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	53	40	16	109
表示関係	38	31	1	70
景品関係	14	3	6	23
その他	1	6	9	16

相談者内訳

相談者の内訳としては、例月どおり広告代理店等が54件と最も多くなっており、全体の約50%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	41	7	6	54
メーカー系ディーラー	6	8	5	19
自動車関係団体	3	11	3	17
中古車情報誌社	1	6	1	8
中古車専門店	1	7	0	8
メーカー	1	0	0	1
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	0	0	1	1

新車関係

◆表示関係の相談内訳

6月は「特定事項の表示」についての問い合わせが12件で全体の約32%であり、その中でも燃費の表示に関する問い合わせが多くを占めています。次に「価格の表示」についての問い合わせが11件で全体の29%を占めています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	11	③主要諸元	0
表示方法	2	④特定用語	3
付属品・特別仕様	2	最上級	2
値引き表示	5	新発売等	1
支払い総額	1	⑤各種制度	2
割賦・リース	1	その他	2
②特定事項の表示	12	⑥広告表現・企画の可否	5
ランキング	1	広告表現の可否	4
燃費	8	企画の可否	1
安全・環境	1	⑦下取関係	3
写真・イラスト	1	⑧税金・その他	2
特別仕様・限定	1	合計	38

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	5	オープン懸賞	2
一般懸賞(抽選等)	3	その他(共同懸賞等)	1
		合計	3

★今月のポイント★ 今回は、「出版社が実施した航続距離のテスト結果の表示」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

新車の広告に、某出版社が実施した航続距離のテスト（燃料タンクを満タンにして無給油でどれくらいの距離を走行できるか調査する実験）の結果を掲載したいのですが、問題はないでしょうか？

問い合わせへの回答

出版社が実施したテスト結果を広告に掲載することはできません。

《考え方》

公的第三者以外の機関によるテスト結果については、そのテスト方法がそれぞれ異なり公平性が保てないことや、表示した数値どおりに一般的に走行できるように誤認されるおそれがあるため、表示することはできません。

「燃費」に関する表示の留意点については、[「広告表示等に関するFAQ」](#)及び[「AFTC INFORMATION」](#)をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

6月は「価格の表示」についての問い合わせが10件で全体の約32%を占めています。次に、「広告表現・企画の可否」についての問い合わせが6件で全体の約19%を占めています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	10	④メーター交換歴車シール等	1
表示方法	1	⑤特定事項	1
値引き表示	3	最上級	1
支払い総額	3	⑥下取・買取関係の表示	1
割賦・リース	1	⑦おとり広告	4
その他（価格）	2	⑧税金	1
②必要表示事項の表示	5	⑨広告表現・企画の可否	6
走行距離数	3	広告表現の可否	3
使用区分	1	企画の可否	1
整備実施状況	1	抽象的な問合せ	2
必要表示事項全般	2	⑩その他	2
③特定の車両状態の表示	0	合計	31

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	1	オープン懸賞	0
一般懸賞(抽選等)	2	その他(共同懸賞等)	0
		合計	3

★今月のポイント★ 今回は、中古車の「保証内容が著しく限定されている場合の保証内容表示」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

当店で販売する中古車には、「保証の対象となる部位はエンジンのみで、かつ、保証する範囲は工賃のみ」という内容の保証を付けて販売していますが、保証内容の表示については『部分保証』とのみ表示すれば良いでしょうか？

問い合わせへの回答

「保証の対象となる部位はエンジンのみで、かつ、保証する範囲は工賃のみ」という内容の保証は、一般的な保証（「部分保証」）に比べて保証の対象が著しく限定されていますので、「部分保証」ではなく、具体的な保証対象部位や範囲を「保証内容」として表示する必要があります。

《表示例》

「部分保証（保証対象：部位はエンジンのみ、保証範囲は工賃のみで部品代は有料）」

《考え方》

保証の対象外がない（全ての部分について無償修理等（部品代、工賃等含む）に応じる）場合は「全体保証」と表示し、内・外装や消耗品、油脂類を除いて部品代、工賃を含めて保証する場合は「部分保証」と表示します。

また、保証の対象部位が著しく限定されている場合や部品代又は工賃の一部が有料となる場合等、特別の制限がある場合は、「部分保証」と表示するのではなく、具体的な保証対象部位や範囲を「保証内容」として表示する必要があります。

「保証内容の表示」に関する考え方については、[「公取協ニュースNo.48」](#)をご参照下さい。